平成２６年（再イ）第１４号
福岡県飯塚市綱分888番地29
再生債務者　甲斐　紳一
1　決議に付する再生計画案　平成27年２月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年３月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年３月11日まで
平成27年２月18日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

平成２６年（再イ）第６０号
広島市東区戸坂千足２丁目９番14―206号
再生債務者　山田美由起
1　決議に付する再生計画案　平成27年２月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年３月17日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年３月17日まで
平成27年２月17日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第６５号
広島市佐伯区新宮苑１番10―201号
再生債務者　田中　豊志
1　決議に付する再生計画案　平成27年２月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年３月18日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年３月18日まで
平成27年２月18日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（再ロ）第３号
愛媛県松山市馬木町995番地４
再生債務者　河野　哲朗
1　決議に付する再生計画案　平成27年２月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年３月18日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年３月18日まで
平成27年２月18日　　松山地方裁判所民事部

平成２６年（再イ）第８号
鹿児島県姶良市加治木町反土847番地９
再生債務者　瀬戸山達哉
1　決議に付する再生計画案　平成27年１月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年３月18日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年３月18日まで
平成27年２月18日
鹿児島地方裁判所加治木支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第５６号
川崎市宮前区野川4082番地　藤和ライブタウン鷺沼東ステージⅡ108
再生債務者　益田　百代
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成27年２月16日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１７号
札幌市南区真駒内17番地　陸上自衛隊真駒内駐屯地11Ｅ
再生債務者　川崎　二郎
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年３月10日まで
4　一般異議申述期間　平成27年３月24日から平成27年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再ロ）第１号
岐阜県本巣市下福島239番地１
再生債務者　細野　龍弘
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年３月11日まで
4　一般異議申述期間　平成27年３月25日から平成27年４月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（再ロ）第１号
宮崎県小林市真方354番地16
再生債務者　村永　雅也
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年３月17日まで
4　一般異議申述期間　平成27年３月31日から平成27年４月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部破産係

平成２７年（再ロ）第１号
大阪府泉大津市助松町３丁目１番25―403号
再生債務者　重親　徹志
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年３月18日まで
4　一般異議申述期間　平成27年３月25日から平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１号
川崎市高津区下野毛２丁目７番24―106号
パークサイドマンション
再生債務者　永久　章弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年１月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年３月５日まで
平成27年２月12日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１号
栃木県足利市百頭町2315番地１
再生債務者　ホセインエムデイムクタル
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月17日
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（再ロ）第２号
滋賀県近江八幡市江頭町853番地１
再生債務者　中川　栄治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月18日　大津地方裁判所彦根支部

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し効力発生日は平成二十七年四月一日とし乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年四月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十七年三月二十三日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月二十三日
掲載頁　二十頁（号外第一六三号）
(乙) 計算書類の公告義務はありません。
平成二十七年二月二十六日
北海道札幌市西区八軒六条西十一丁目一番一号
(甲) ミライフ・シナネン北海道株式会社
代表取締役　牧野　吉秀
北海道札幌市北区新琴似十一条三丁目三番二二号
(乙) 有限会社野澤建設
代表取締役　野澤　光則

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し効力発生日は平成二十七年四月一日とし乙は解散することにいたしました。
一は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は同第七八六条第一項に定めるところにより、甲は乙の全株式を所有しており、また、甲は乙の発行済株式の全部を取得しております。
決定しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月十九日
掲載頁　五十七頁（号外第一三七号）
平成二十七年二月二十六日
栃木県小山市横倉新田五二〇番地
(甲) 東京鐵鋼株式会社
代表取締役　吉原　毎文
青森県八戸市大字河原木字海岸四番地一一
(乙) 東北東京鐵鋼株式会社
代表取締役　矢作　暢敏